

奈良県教育委員会教育長訓令第四号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務決裁規程（昭和四十一年九月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第二条第四号中「、同条同項第三号」を「及び同項第三号」に改め、「及び同条第四項第一号に規定する所長」を削り、同条第六号中「橿原考古学研究所」を「橿原考古学研究所附属博物館」に改め、同条第七号中「同条第四項第二号」を「同項第七号」に、「所長補佐」を「室長補佐」に改める。

第五条第二項及び第六条中「（室長の処理する事務に係る事項にあつては、当該室長）」を削る。

第七条中「（室長の専決事項に係るものを除く。）」を削る。